

日本農林規格の見直しについて

「有機農産物」



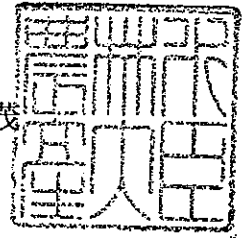
20消安第12266号

平成21年3月9日

農林物資規格調査会

会長 田島 眞 殿

農林水産大臣 石破 茂



日本農林規格及び品質表示基準の改正について（諮問）

下記1から3までに掲げる日本農林規格の改正について、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第9条において準用する第7条第5項の規定に基づき、貴調査会の議決を求める。

また、下記4に掲げる品質表示基準の改正について、同法第19条の13第5項の規定に基づき貴調査会の意見を求める。

記

- 1 生糸の日本農林規格（平成10年2月23日農林水産省告示第302号）
- 2 しょうゆの日本農林規格（平成16年9月13日農林水産省告示第1703号）
- ③ 有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）
- 4 しょうゆ品質表示基準（平成16年9月13日農林水産省告示第1704号）

有機農産物の日本農林規格の見直しについて（案）

平成 21 年 7 月 10 日

農 林 水 産 省

1 趣旨

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条の規定及び「J A S 規格及び品質表示基準の制定・見直しの基準」（平成 17 年 8 月農林物資規格調査会決定）に基づき、有機農産物の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1605 号）について、特色規格の性格を有するものとして、消費者に良質な製品を提供する観点から所要の見直しを行う。

2 内容

有機農産物の日本農林規格について、

- （1）一般管理として、古紙に由来する農業用資材及び種子が帯状に封入されたコットンリントー由来の再生繊維製の農業用資材を使用可能とする
- （2）別表 2 及び別表 3 の資材について、生産の実情及び国際的な規格等を考慮して追加及び削除を行う

等の改正を行う。

有機農産物について

1 規格の位置づけ

有機農産物は、農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本としており、栽培方法に明確な特色があると認められることから、「特色規格」として位置づけられる。

2 生産状況及び規格の利用実態

認定生産行程管理者数： 1,833

認定外国生産行程管理者数： 553

(参考：全国農家数：1,804,000)

注：認定（外国）生産行程管理者数は、平成20年9月30日現在で報告された改正JAS法に基づく認定事業者数

全国農家数は、平成20年農業構造動態調査結果の農業経営体数

有機農産物格付数量

(単位：トン)

区 分	平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	国内で格付	海外で格付	国内で格付	海外で格付	国内で格付	海外で格付
野菜	29,107	79,917	29,949	106,119	36,529	82,363
果樹	2,222	67,512	1,766	131,538	2,199	156,764
米	11,369	3,171	10,811	21,777	10,828	2,851
麦	655	3,634	558	7,528	721	10,153
大豆	877	35,362	974	63,647	986	94,574
その他豆類	94	20,919	110	21,403	238	23,578
雑穀類	29	2,256	26	5,085	40	4,370
緑茶（荒茶）	1,610	326	1,538	449	1,702	83
紅茶（荒茶）	5	690	2	639	8	881
コーヒー生豆	0	1,612	0	6,070	0	4,802
ナッツ類	0	7,222	0	9,578	0	7,893
さとうきび	0	1,196,283	0	839,937	35	1,442,352
こんにゃく芋	1,271	3,305	1,365	3,743	1,373	2,132
パームフルーツ	0	17,308	0	68,873	0	61,709
その他の農産物	933	660	1,496	8,880	2,537	6,916
計	48,172	1,440,178	48,596	1,295,266	57,195	1,901,419

注：海外で格付された有機農産物は、主に海外で有機加工食品の原材料として使用されている。また、有機農産物として日本以外に輸出されたもの及び有機加工食品以外の食品に加工されたものも含まれる。

農産物の国内総生産量及び有機格付数量

(単位：トン)

区 分	平成18年度			平成19年度		
	総生産量	国内格付数量	有機の割合	総生産量	国内格付数量	有機の割合
野菜	15,995,000	29,949	0.19%	16,265,000	36,529	0.22%
果樹	3,231,000	1,766	0.05%	3,492,000	2,199	0.06%
米	8,556,000	10,811	0.13%	8,998,000	10,828	0.12%
麦	1,011,000	558	0.06%	1,104,000	721	0.07%
大豆	229,000	974	0.43%	227,000	986	0.43%
緑茶（荒茶）	91,800	1,538	1.68%	94,100	1,702	1.81%
その他の農産物	138,000	3,000	2.17%	141,000	4,231	3.00%
計	29,251,800	48,596	0.17%	30,321,100	57,195	0.19%

注：総生産量は食料需給表（概算値）（緑茶（荒茶）の総生産量は農林水産省統計部の公表値）

他法令等での引用：酒類における有機等の表示基準

（平成12年12月26日国税庁告示第7号）

3 将来の見通し

格付数量は微増傾向にあり、今後も同様に増加すると考えられる。

4 国際的な規格の動向

有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するコーデックスガイドライン（1999年制定）は、2008年に一部改正され、バナナ及びキウイフルーツに追熟目的でエチレンを使用することが可能であることが記載された。

有機農産物の日本農林規格の改正概要

1 生産の方法についての基準（第4条）

(1) 古紙に由来する農業用資材（紙マルチ）について

一般管理の項に、資材の製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限り使用が可能であることを規定する。

理由：① 除草剤を使用しない有機農業において、ほ場における雑草の生育を抑制するために使用の要望がある。

② 古紙から紙マルチへの製造工程には化学的に合成された物質が添加されていない。

(2) 種子が帯状に封入された農業用資材（シーダーテープ）について

一般管理の項に、コットンリントー由来の再生繊維を原料とし、資材の製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限り使用が可能であることを規定する。

理由：① 発芽率の向上、間引きに要する労力の節減等のために使用の要望がある。

② シーダーテープの素材は3種類あるが、再生繊維製のものは、資材の製造工程において化学的に合成された物質が添加されていない。

（生産の方法についての基準）

事 項	改 正 案	現 行
一般管理	土壌、植物又はきこの類に使用禁止資材を施さないこと。<u>ただし、古紙に由来する農業用資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限る。）及び種子が帯状に封入された農業用資材（コットンリントー由来の再生繊維を原料とし、製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限る。）を使用することができる。</u>	土壌、植物又はきこの類に使用禁止資材を施さないこと。

（現行附則 抜粋）

3 新有機農産物規格第4条の表一般管理の項の規定にかかわらず、他に適当な管理方法がない場合には、この告示の公布の日から起算して3年を経過するまでの間は、古紙に由来する農業用資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限る。）及び種子が帯状に封入された農業用資材を使用することができる。

2 別表2（農薬）

(1) 農薬登録が失効した「大豆レシチン・マシン油乳剤」及び「硫黄・大豆レシチン水

和剤」を削除する。

(2) 「燐酸第二鉄粒剤」を追加する。

- 理由：① ナメクジ類及びカタツムリ類の防除のために使用の要望がある。
② コーデックスガイドライン、E U等の有機基準で使用可能とされている。

(3) 「炭酸水素カリウム水溶剤」を追加する。

- 理由：① 灰色かび病、うどん粉病等の防除のために使用の要望がある。
② 米国、E U、カナダ等の有機基準で使用可能とされている。

(別表2 農薬：改正部分抜粋)

改 正 案		現 行	
農 薬	基 準	農 薬	基 準
<u>「削る。」</u>		<u>大豆レシチン</u>	
<u>「削る。」</u>		<u>・マシン油乳</u>	
<u>燐酸第二鉄粒</u>		<u>剤</u>	
<u>炭酸水素カリ</u>		<u>硫黄・大豆レ</u>	
<u>ウム水溶剤</u>		<u>シチン水和剤</u>	
		[新設]	
		[新設]	

3 別表3（調整用等資材）

(1) D L－酒石酸、D L－酒石酸水素カリウム及びD L－酒石酸ナトリウムを削除する。

- 理由：① 使用実態がない。
② コーデックスガイドラインとの整合を図る。

(2) エチレンの基準にキウイフルーツの追熟目的での使用を追加する。

- 理由：① キウイフルーツはエチレンを使用しないと追熟しにくいいため使用の要望がある。
② コーデックスガイドラインとの整合を図る。

(3) 硫酸アルミニウムカリウム（カリミョウバン）を追加する。

- 理由：① バナナの房の切り口の黒変防止のため使用の要望がある。
② 米国及びE Uの有機基準で使用可能とされている。

(別表3 調整用等資材：改正部分抜粋)

改 正 案		現 行	
調整用等資材	基 準	調整用等資材	基 準
<u>「削る。」</u>		<u>D L－酒石酸</u>	
<u>「削る。」</u>		<u>D L－酒石酸</u>	

[削る。]		水素カリウム DL-酒石酸 ナトリウム	
エチレン	バナナ及びキウイフルーツの追熟に使用する場合に限ること。	エチレン	バナナの追熟に使用する場合に限ること。
硫酸アルミニウムカリウム	バナナの房の切り口の黒変防止に使用する場合に限ること。	[新設]	

4 たまねぎの育苗用土に使用する粘度調整用資材について

平成23年12月31日までの間は、ポリビニルアルコール、ポリアクリルアミド及び天然物質又は天然物質由来の資材で化学的処理を行ったものの使用を認める経過措置を定める。

理由：① 北海道においてたまねぎの苗を機械移植する場合、育苗用土に粘度調整用資材の添加が不可欠である。

② 現在、Q&Aにおいてポリビニルアルコール及びポリアクリルアミドの使用を認めている。これらの資材を代替する天然物質又は天然物質由来の資材について現在試験研究が進められているが、資材の特定、農家への普及等に期間を要する。

(附則 経過措置案)

この告示による改正後の有機農産物の日本農林規格第4条の表育苗管理の項の規定にかかわらず、平成23年12月31日までの間は、たまねぎの育苗用土に粘度調整のためにやむを得ず使用する場合に限り、ポリビニルアルコール、ポリアクリルアミド及び天然物質に由来するもので化学的処理を行ったものを使用することができる。

参考：(Q&A 更問113)

(問)

育苗培土の粘度調整のための資材(ポリビニルアルコール及びポリアクリルアミド)の利用は可能ですか。

(答)

タマネギ栽培において、苗を移植するためには、育苗培土に一定の粘度を与えることが必要です。しかしながら、現時点では粘度調整資材としては、天然物質又は天然物質由来のものが開発されておられません。こうした状況を踏まえ、タマネギ栽培においては、有機農産物の日本農林規格(平成17年10月27日農林水産省告示第1605号)第4条の育苗管理の項及び別表1の規定に関わらず、平成22年4月までの間は、粘度調整資材として、ポリビニルアルコール及びポリアクリルアミドの使用を認めることとします。

なお、平成22年4月までの間に、天然物質又は天然物質由来の粘度調整資材の開発・技術普及の状況や、ポリビニルアルコール及びポリアクリルアミドの環境への影響評価等を勘案して、今後の措置を決定するための適合性判定を行うこととしています。

紙マルチについて

1 ほ場（水田）の様子



50 日後

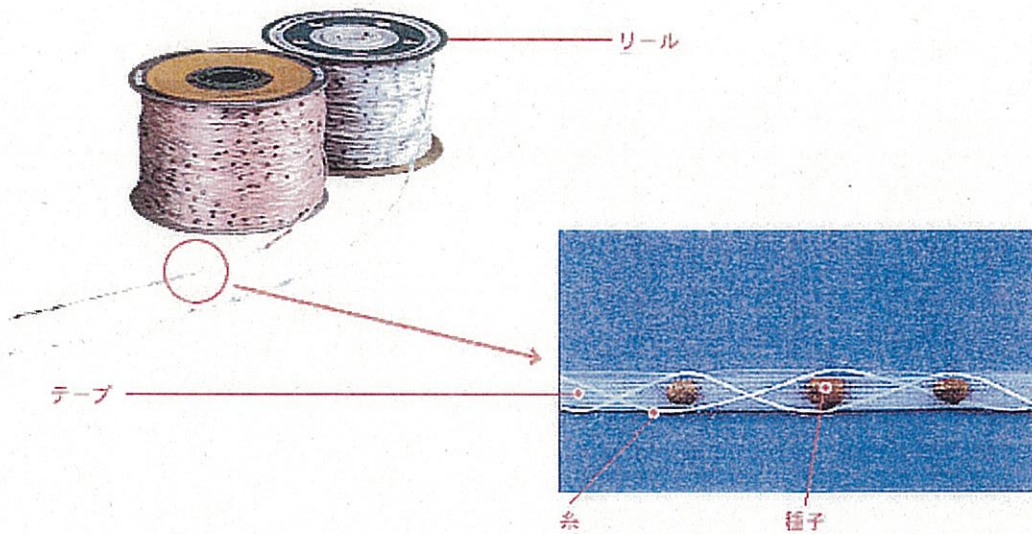


○水田中の微生物の作用により、50 日程度で分解される。

2 田植えの様子



シーダーテープについて



適用種子

- 【根菜類】 大根、牛蒡、人参、玉葱、長葱、蕪
- 【葉菜類】 法蓮草、小松菜、中国菜、キャベツ、白菜、レタス、ブロッコリー、カリフラワー
- 【果菜類】 スイカ、メロン、トマト、キュウリ、ナス、ピーマン
- 【その他】 花、コーン、むかご、水稻、豆類、菜豆等

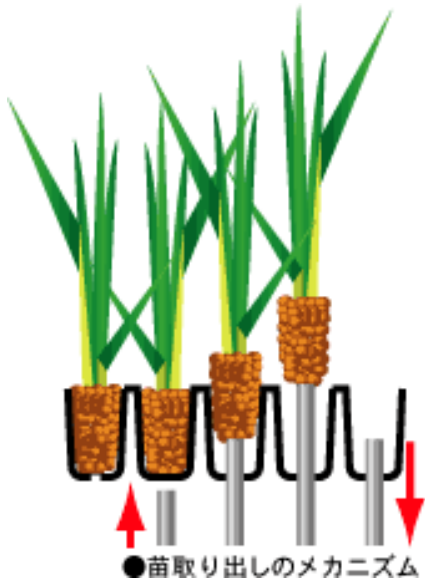
たまねぎの機械移植について



成形セルに培土を入れて種をまく。
セル(直径16mm、深さ25mm)は
1枚のトレーに448個



種をまいたトレーをハウスに並べる。根は
トレーの下の土の養分を吸って育つ。



移植の様子。1日の作業面積は80～150アール

有機農産物の日本農林規格（平成１７年１０月２７日農林水産省告示第１６０５号）の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行								
有機農産物の日本農林規格 （目的） 第１条 （略） （有機農産物の生産の原則） 第２条 （略） （定義） 第３条 （略） （生産の方法についての基準） 第４条 有機農産物の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。	有機農産物の日本農林規格 （目的） 第１条 この規格は、有機農産物の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。 （有機農産物の生産の原則） 第２条 有機農産物は、次のいずれかに従い生産することとする。 (1) 農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力（きのこ類の生産にあつては農林産物に由来する生産力を含む。）を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において生産すること。 (2) 採取場（自生している農産物を採取する場所をいう。以下同じ。）において、採取場の生態系の維持に支障を生じない方法により採取すること。 （定義） 第３条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="1137 758 2150 1129"> <tr> <th>用 語</th><th>定 義</th></tr> <tr> <td>有 機 農 産 物</td><td>次条の基準に従い生産された農産物（飲食物品に限る。）をいう。</td></tr> <tr> <td>使 用 禁 止 資 材</td><td>肥料及び土壌改良資材（別表１に掲げるものを除く。）、農薬（別表２に掲げるものを除く。）及び土壌又は植物に施されるその他の資材（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものを除く。）をいう。</td></tr> <tr> <td>組換えＤＮＡ技術</td><td>酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、ＤＮＡをつなぎ合わせた組換えＤＮＡ分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。</td></tr> </table> （生産の方法についての基準） 第４条 有機農産物の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。	用 語	定 義	有 機 農 産 物	次条の基準に従い生産された農産物（飲食物品に限る。）をいう。	使 用 禁 止 資 材	肥料及び土壌改良資材（別表１に掲げるものを除く。）、農薬（別表２に掲げるものを除く。）及び土壌又は植物に施されるその他の資材（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものを除く。）をいう。	組換えＤＮＡ技術	酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、ＤＮＡをつなぎ合わせた組換えＤＮＡ分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。
用 語	定 義								
有 機 農 産 物	次条の基準に従い生産された農産物（飲食物品に限る。）をいう。								
使 用 禁 止 資 材	肥料及び土壌改良資材（別表１に掲げるものを除く。）、農薬（別表２に掲げるものを除く。）及び土壌又は植物に施されるその他の資材（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものを除く。）をいう。								
組換えＤＮＡ技術	酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、ＤＮＡをつなぎ合わせた組換えＤＮＡ分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。								
<table border="1" data-bbox="91 1216 1099 1428"> <tr> <th>事 項</th><th>基 準</th></tr> <tr> <td>ほ 場 又 は 採 取 場</td><td>（略）</td></tr> </table>	事 項	基 準	ほ 場 又 は 採 取 場	（略）	<table border="1" data-bbox="1137 1216 2150 1428"> <tr> <th>事 項</th><th>基 準</th></tr> <tr> <td>ほ 場 又 は 採 取 場</td><td> １ ほ場については、周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じているものであり、かつ、次のいずれかに該当するものであること。 (1) 多年生の植物から収穫される農産物にあつてはその最初の収穫前３年以上、それ以外の農産物にあつてはは種又は植付け前２年以上（開 </td></tr> </table>	事 項	基 準	ほ 場 又 は 採 取 場	１ ほ場については、周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じているものであり、かつ、次のいずれかに該当するものであること。 (1) 多年生の植物から収穫される農産物にあつてはその最初の収穫前３年以上、それ以外の農産物にあつてはは種又は植付け前２年以上（開
事 項	基 準								
ほ 場 又 は 採 取 場	（略）								
事 項	基 準								
ほ 場 又 は 採 取 場	１ ほ場については、周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じているものであり、かつ、次のいずれかに該当するものであること。 (1) 多年生の植物から収穫される農産物にあつてはその最初の収穫前３年以上、それ以外の農産物にあつてはは種又は植付け前２年以上（開								

				拓されたほ場又は耕作の目的に供されていなかったほ場であって、2年以上使用禁止資材が使用されていないほ場において新たに農産物の生産を開始した場合にあってはは種又は植付け前1年以上)の間、この表ほ場に使用する種子、苗等又は種菌の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場における有害動植物の防除の項及び一般管理の項の基準に従い農産物の生産を行っていること。 (2) 転換期間中のほ場 ((1)に規定するほ場への転換を開始したほ場であって、(1)に規定する要件に適合していないものをいう。以下同じ。) については転換開始後最初の収穫前1年以上の間、この表ほ場に使用する種子、苗等又は種菌の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場における有害動植物の防除の項及び一般管理の項の基準に従い農産物の生産を行っていること。 2 採取場については、周辺から使用禁止資材が飛来又は流入しない一定の区域であり、かつ、当該採取場において農産物採取前3年以上の間、使用禁止資材を使用していないものであること。
ほ場に使用する種子、苗等又は種菌	(略)		ほ場に使用する種子、苗等又は種菌	1 この表ほ場又は採取場の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場における有害動植物の防除の項、一般管理の項、育苗管理の項及び収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の項の基準に適合する種子、苗等(苗、苗木、穂木、台木その他植物体の全部又は一部(種子を除く。))で繁殖の用に供されるものをいう。以下同じ。))又は種菌であること。 2 1の種子、苗等又は種菌の入手が困難な場合は、使用禁止資材を使用することなく生産されたものを、これらの種子、苗等又は種菌の入手が困難な場合は、種子繁殖する品種にあっては種子、栄養繁殖する品種にあっては入手可能な最も若齢な苗等又は天然物質若しくは化学的処理を行っていない天然物質に由来する培養資材を使用して生産された種菌を使用することができる(は種され、又は植え付けられた作期において食用新芽の生産を目的とする場合を除く。))。 3 1及び2に掲げる種子、苗等又は種菌は、組換えDNA技術を用いて生産されたものでないこと。
ほ場における肥培管理	(略)		ほ場における肥培管理	1 当該ほ場において生産された農産物の残さに由来するたい肥の施用又は当該ほ場若しくはその周辺に生息し、若しくは生育する生物の機能を活用した方法のみによって土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ること。ただし、当該ほ場又はその周辺に生息し、又は生育する生物の機能を活用した方法のみによっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合にあっては、別表1の肥料及び土壌改良資材(製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの及びその原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていないものに限る。以下同じ。))に限り使用することができる。 2 前項の規定にかかわらず、きのこ類の生産に用いる資材にあっては、次の(1)から(3)までに掲げる基準に適合していること。ただし、たい肥栽培きのこの生産においてこれらの資材の入手が困難な場合にあっては、

				別表 1 の肥料及び土壌改良資材に限り使用することができる。 (1) 樹木に由来する資材については、過去 3 年以上、周辺から使用禁止資材が飛来せず、又は流入せず、かつ、使用禁止資材が使用されていない一定の区域で伐採され、伐採後に化学物質により処理されていないものであること。 (2) 樹木に由来する資材以外の資材については、以下に掲げるものに由来するものに限ること。 ア 農産物（この条に規定する生産の方法についての基準に従って栽培されたものに限る。） イ 加工食品（有機加工食品の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1606 号）第 4 条に規定する生産の方法についての基準に従って生産されたものに限る。） ウ 飼料（有機飼料の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1607 号）第 4 条に規定する生産の方法についての基準に従って生産されたものに限る。） エ 有機畜産物の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1608 号）第 4 条に規定する生産の方法についての基準に従って飼養された家畜及び家さんの排せつ物に由来するもの (3) (2)アに掲げる基準に従ってきのこ類を生産する過程で産出される廃ほだ等については、これらを再利用することにより自然循環機能の維持増進が図られていること。
ほ場における有害動植物の防除	(略)	ほ場における有害動植物の防除	耕種的防除（作目及び品種の選定、作付け時期の調整、その他農作物の栽培管理の一環として通常行われる作業を有害動植物の発生を抑制することを意図して計画的に実施することにより、有害動植物の防除を行うことをいう。）、物理的防除（光、熱、音等を利用する方法又は人力若しくは機械的な方法により有害動植物の防除を行うことをいう。）、生物的防除（病害の原因となる微生物の増殖を抑制する微生物、有害動植物を捕食する動物若しくは有害動植物が忌避する植物若しくは有害動植物の発生を抑制する効果を有する植物の導入又はその生育に適するような環境の整備により有害動植物の防除を行うことをいう。）又はこれらを適切に組み合わせた方法のみにより有害動植物の防除を行うこと。ただし、農産物に重大な損害が生ずる危険が急迫している場合であって、耕種的防除、物理的防除、生物的防除又はこれらを適切に組み合わせた方法のみによってはほ場における有害動植物を効果的に防除することができない場合にあっては、別表 2 の農薬（組換え DNA 技術を用いて製造されたものを除く。以下同じ。）に限り使用することができる。	
一般管理	土壌、植物又はきこの類に使用禁止資材を施さないこと。 <u>ただし、古紙に由来する農業用資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限る。）及び種子が帯状に封入された農業用資材（コットンリントー由来の再生繊維を原料とし、製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限る。）を使用することができる。</u>	一般管理	土壌、植物又はきこの類に使用禁止資材を施さないこと。	
育苗管理	(略)	育苗管理	育苗を行う場合（ほ場において育苗を行う場合を除く。）にあっては、周	

					辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じ、その用土として次の１から３までに掲げるものに限り使用するとともに、この表ほ場における肥培管理の項、ほ場における有害動植物の防除の項及び一般管理の項の基準に従い管理を行うこと。 １ この表ほ場又は採取場の項の基準に適合したほ場又は採取場の土壌 ２ 過去３年以上の間、周辺から使用禁止資材が飛来又は流入せず、かつ、使用されていない一定の区域で採取され、採取後においても使用禁止資材が使用されていない土壌 ３ 別表１の肥料及び土壌改良資材
収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理	(略)			収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理	１ この表ほ場又は採取場の項、ほ場に使用する種子、苗等又は種菌の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場における有害動植物の防除の項、一般管理の項又は育苗管理の項の基準（以下「ほ場又は採取場の項等の基準」という。）に適合しない農産物が混入しないように管理を行うこと。 ２ 有害動植物の防除又は品質の保持改善は、物理的又は生物の機能を利用した方法（組換えＤＮＡ技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。）によること。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、以下の資材に限り使用することができる。 (1) 有害動植物の防除目的 別表２の農薬及び有機加工食品の日本農林規格（平成１７年１０月２７日農林水産省告示第１６０６号）別表２の薬剤（ただし、農産物への混入を防止すること。） (2) 農産物の品質の保持改善目的 別表３の調製用等資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものであって、組換えＤＮＡ技術を用いて製造されていないものに限る。） ３ 放射線照射を行わないこと。 ４ この表ほ場又は採取場の項等の基準及びこの項１から３までに掲げる基準に従い生産された農産物が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理を行うこと。
（有機農産物の名称の表示） 第５条 （略）					
（有機農産物の名称の表示） 第５条 有機農産物の名称の表示は、次の例のいずれかによることとする。 (1) 「有機農産物」 (2) 「有機栽培農産物」 (3) 「有機農産物〇〇」又は「〇〇（有機農産物）」 (4) 「有機栽培農産物〇〇」又は「〇〇（有機栽培農産物）」 (5) 「有機栽培〇〇」又は「〇〇（有機栽培）」 (6) 「有機〇〇」又は「〇〇（有機）」 (7) 「オーガニック〇〇」又は「〇〇（オーガニック）」 (注) 「〇〇」には、当該農産物の一般的な名称を記載すること。 ２ 前項の基準にかかわらず、転換期間中のほ場において生産されたものにあつては、前項の例のいずれかにより記載する名称の前又は後に「転換期間中」と記載すること。 ３ 第１項の基準にかかわらず、採取場において採取された農産物にあつては、同項(1)、(3)、(6)及び(7)の例のいずれかにより記載すること。					
別表１	(略)			別表１	

肥料及び土壌改良資材	基 準
植物及びその残さ由来の資材	家畜及び家きんの排せつ物に由来するものであること。
発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材	天然物質又は化学的処理（有機溶剤による油の抽出を除く。）を行っていない天然物質に由来するものであること。
食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
と畜場又は水産加工場からの動物性産品由来の資材	食品廃棄物以外の物質が混入していないものであること。
発酵した食品廃棄物由来の資材	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
バーク堆肥	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
グアノ乾燥藻及びその粉末	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
草木灰	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
炭酸カルシウム	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（苦土炭酸カルシウムを含む。）であること。
塩化加里	天然鉍石を粉砕又は水洗精製したもの及び天然かん水から回収したものであること。
硫酸加里	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
硫酸加里苦土天然りん鉱石	天然鉍石を水洗精製したものであること。 カドミウムが五酸化リンに換算して1 kg 中 90mg 以下であるものであること。
硫酸苦土	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
水酸化苦土石こう（硫酸カルシウム）	天然鉍石を粉砕したものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
硫黄生石灰（苦土生石灰を含む。）	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
消石灰	上記生石灰由来に由来するものであること。
微量元素（マンガン、ほう素、鉄、銅、亜鉛、モリブ	微量元素の不足により、作物の正常な生育が確保されない場合に使用するものであること。

デン及び塩素)		
岩石を粉碎したもの		天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、含有する有害重金属その他の有害物質により土壤等を汚染するものでないこと。
木	炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
泥	炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、土壤改良資材としての使用は、育苗用土としての使用に限ること。
ベントナイト		天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
パーライト		天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
ゼオライト		天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
バーミキュライト		天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
けいそう土焼成粒		天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
塩基性スラグ		天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
銕さいけい酸質肥料		天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
よう成りん肥		天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、カドミウムが五酸化リンに換算して 1 kg 中 90mg 以下であるものであること。
塩化ナトリウム		海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたもの又は採掘されたものであること。
リン酸アルミニウムカルシウム		カドミウムが五酸化リンに換算して 1 kg 中 90mg 以下であるものであること。
塩化カルシウム		
食酢	酢酸	植物を原料として発酵させたものであって、育苗用土等の pH 調整に使用する場合に限ること。
製糖産業の副産物		
肥料の造粒剤及び固結防止剤		天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、当該資材によっては肥料の造粒材及び固結防止材を製造することができない場合には、リグニンスルホン酸塩に限り使用することができる。
その他の肥料及び土壤改良資材		植物の栄養に供すること又は土壤改良を目的として土地に施される物（生物を含む。）及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物（生物を含む。）であって、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（燃焼、焼成、熔融、乾留又はけん化することにより製造されたもの並びに化学的な方法によらずに製造されたものであって、組換え DNA 技術を用いて製造されていないものに限る。）であり、かつ、病虫害の防除効果を有することが明らかなものでないこと。ただし、こ

農 薬	基 準
除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤 なたね油乳剤 マシン油エアゾル マシン油乳剤 〔削る。〕	除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキシサイドを含まないものに限ること。
デンプン水和剤 脂肪酸グリセリド乳剤 メタアルデヒド粒剤 硫黄くん煙剤 硫黄粉剤 硫黄・銅水和剤 水和硫黄剤 〔削る。〕	捕虫器に使用する場合に限ること。
石灰硫黄合剤 シイタケ菌糸体抽出物液剤 炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹 炭酸水素ナトリウム・銅水和剤 銅水和剤 銅粉剤 硫酸銅 生石灰 天敵等生物農薬 性フェロモン剤	ボルドー剤調製用に使用する場合に限ること。 ボルドー剤調製用に使用する場合に限ること。 農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限ること。
クロレラ抽出物液剤 混合生薬抽出物液剤 ワックス水和剤 展着剤	カゼイン又はパラフィンを有効成分とするものに限ること。

農 薬	基 準
除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤 なたね油乳剤 マシン油エアゾル マシン油乳剤 大豆レシチン・マシン油乳剤 デンプン水和剤 脂肪酸グリセリド乳剤 メタアルデヒド粒剤 硫黄くん煙剤 硫黄粉剤 硫黄・銅水和剤 水和硫黄剤 硫黄・大豆レシチン水和剤 石灰硫黄合剤 シイタケ菌糸体抽出物液剤 炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹 炭酸水素ナトリウム・銅水和剤 銅水和剤 銅粉剤 硫酸銅 生石灰 天敵等生物農薬 性フェロモン剤 クロレラ抽出物液剤 混合生薬抽出物液剤 ワックス水和剤 展着剤	除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキシサイドを含まないものに限ること。 捕虫器に使用する場合に限ること。 ボルドー剤調製用に使用する場合に限ること。 ボルドー剤調製用に使用する場合に限ること。 農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限ること。 カゼイン又はパラフィンを有効成分とするものに限ること。

二酸化炭素くん蒸剤	保管施設で使用する場合には限ること。
ケイソウ土粉剤	保管施設で使用する場合には限ること。
食酢	
燐酸第二鉄粒剤	
炭酸水素カリウム	
水溶剤	

別表 3

調整用等資材	基 準
炭酸カルシウム	
水酸化カルシウム	
二酸化炭素	
窒素	
エタノール	
カゼイン	
ゼラチン	
活性炭	
タルク	
ベントナイト	
カオリン	
ケイソウ土	
パーライト	
〔削る。〕	
Ｌ－酒石酸	
〔削る。〕	
Ｌ－酒石酸水素カリウム	
〔削る。〕	
Ｌ－酒石酸ナトリウム	
クエン酸	
微生物由来の調製用等資材	
酵素	
卵白アルブミン	
アイシングラス	
植物油	
樹皮成分の調製品	
ヘーゼルナッツの殻	

別表 3

調整用等資材	基 準
炭酸カルシウム	
水酸化カルシウム	
二酸化炭素	
窒素	
エタノール	
カゼイン	
ゼラチン	
活性炭	
タルク	
ベントナイト	
カオリン	
ケイソウ土	
パーライト	
<u>ＤＬ－酒石酸</u>	
Ｌ－酒石酸	
<u>ＤＬ－酒石酸水素</u>	
<u>カリウム</u>	
Ｌ－酒石酸水素カリウム	
<u>ＤＬ－酒石酸ナトリウム</u>	
Ｌ－酒石酸ナトリウム	
クエン酸	
微生物由来の調製用等資材	
酵素	
卵白アルブミン	
アイシングラス	
植物油	
樹皮成分の調製品	
ヘーゼルナッツの殻	

エチレン 硫酸アルミニウム カリウム	バナナ及びキウイフルーツの追熟に使用する場合に限ること。 バナナの房の切り口の黒変防止に使用する場合に限ること。
エチレン 〔新設〕	バナナの追熟に使用する場合に限ること。

附則（平成18年10月27日農林水産省告示第1463号）抄
（施行期日）

- この告示は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。
（経過措置）
- この告示による改正後の有機農産物の日本農林規格（以下「新有機農産物規格」という。）別表1に掲げる肥料及び土壌改良資材のうち、植物及びその残さ由来の資材、発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材、食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材並びに発酵した食品廃棄物由来の資材については、新有機農産物規格第4条の表ほ場における肥培管理の項基準の欄1に規定するその原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていない資材に該当するものの入手が困難である場合には、当分の間、同項の規定にかかわらず、これらの資材に該当する資材以外のものを使用することができる。
- 新有機農産物規格第4条の表一般管理の項の規定にかかわらず、他に適当な管理方法がない場合には、この告示の公布の日から起算して3年を経過するまでの間は、古紙に由来する農業用資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限る。）及び種子が帯状に封入された農業用資材を使用することができる。
- この告示の公布の日から起算して3年を経過するまでの間は、別表3エチレンの項中「バナナ」とあるのは、「バナナ及びキウイフルーツ」と読み替えるものとする。

附則
この告示による改正後の有機農産物の日本農林規格第4条の表育苗管理の項の規定にかかわらず、平成23年12月31日までの間は、たまねぎの育苗用土に粘度調整のためにやむを得ず使用する場合に限り、ポリビニルアルコール、ポリアクリルアミド及び天然物質に由来するもので化学的処理を行ったものを使用することができる。

農林物資規格調査会部会議事次第

日時：平成21年3月16日（月）

14時～

場所：三番町共用会議所大会議室

1 開会

2 表示・規格課長挨拶

3 議題

（1）日本農林規格の見直しについて

- ・生糸の日本農林規格
- ・しょうゆの日本農林規格
- ・有機農産物の日本農林規格

（2）品質表示基準の見直しについて

- ・しょうゆ品質表示基準

（3）その他

4 閉会

配付資料

- 1 農林物資規格調査会部会委員名簿
- 2 日本農林規格の見直しについて「生糸」（案）
- 3 日本農林規格の見直しについて「しょうゆ」（案）
- 4 日本農林規格の見直しについて「有機農産物」（案）
- 5 品質表示基準の見直しについて「しょうゆ」（案）
- 6 J A S規格及び品質表示基準の制定・見直しの基準

農林物資規格調査会部会委員名簿

氏 名	役 職
◎ 栗生 美世	社団法人栄養改善普及会理事
◎ 上田 要一	財団法人食品産業センター参与
◎ 香西 みどり	お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授
◎ 加藤 さゆり	全国地域婦人団体連絡協議会事務局長
◎ 仲谷 正員	日本チェーンストア協会食品委員会委員
◎ 榊潟 俊子	淑徳大学大学院総合福祉研究科教授
○ 井岡 智子	消費科学連合会
○ 今村 幸文	確氷製糸農業協同組合製造部長
○ 大嶋 康司	株式会社大嶋農場代表取締役
○ 金子 収	財団法人日本醤油技術センター専務理事
○ 蒲生 恵美	公募委員
○ 河道前 伸子	全国消費者協会連合会食品安全対策委員会委員長
○ 澤木 佐重子	社団法人全国消費生活相談員協会
○ 田丸 せつ子	全国生活学校連絡協議会副会長
○ 中嶋 玲子	公募委員
○ 仲田 恵利子	関西生活者連合会理事
○ 波多野 豪	三重大学大学院生物資源学研究科教授
○ 福士 正博	東京経済大学経済学部教授
○ 堀江 雅子	財団法人ベターホーム協会常務理事

(注) ◎：農林物資規格調査会委員

(五十音順、敬称略)

○：農林物資規格調査会専門委員

パブリック・コメント等募集結果

規制の設定又は改廃に係る意見の提出手続きに寄せられた意見・情報
(有機農産物の日本農林規格の一部改正案)

1. 改正案に係る意見・情報の募集の概要 (募集期間：H21.3.30～H21.4.28)

(1) 受付件数 17件 (農業関係6、地方自治体4、個人5、農薬製造業2)

(2) 意見・情報
別紙のとおり

2. 事前意図公告によるコメント (募集期間：H21.4.20～H21.6.19)

受付件数 なし

有機農産物の日本農林規格の一部改正案に対して寄せられた御意見・情報等
に対する考え方について

御意見の概要	当省の考え方（案）
別表２に金属銀製剤を加えてほしい。 近年の水稻栽培現場においては、もみ枯細菌病や苗立枯細菌病などの細菌性の病害が多発している現状がある。現在の有機栽培で使用可能な防除薬剤には、生物農薬や銅剤などがあるが、卓効を示す薬剤はない。 また、温湯消毒もこれらの細菌病では、種子内の病原菌が殺せないため、育苗中に表面殺菌された種子上で爆発的に繁殖し、発病を助長してしまうケースもある。安全性の高いことが知られている金属銀製剤が有機ＪＡＳの資材として認められれば、現在の資材以上の防除効果を有することから、水稻の化学農薬に依存しない安定生産が可能となる。 （同様の意見１０件）	金属銀製剤については、２年ほど前に新規に農薬登録されたものであり、これまでは、認定事業者や登録認定機関からその必要性についての声を聞いたことはなく、今後さらなる調査が必要です。なお、平成２２年度には有機農産物の日本農林規格改正のためのＪＡＳ調査会を再度開催する予定であるため、今後検討する資材の一つとしてその必要性などの調査を行いたいと考えています。
有効成分が自然界や生物由来で、化学合成の手段による変化を受けていない農薬（金属銀、スピノサド、ミルベメクチン製剤等）を別表２に追加してほしい。	スピノサド、ミルベメクチン製材については、現状その必要性を認めるだけの資料はないため、次回以降の規格改正の際にその必要性などの調査を行いたいと考えています。
特定防除資材としての判断を保留している資材について、指定の可否の検討を進め、併せて別表２に追加してほしい。	特定防除資材については、農林水産省農薬対策室がその検討に当たっているところです。これまで要望のあった木酢液等が指定された場合には、別表２への追加について検討を行うこととします。
一般管理として生分解性マルチも使用可能とすべきである。生分解マルチについての議論が尽くされたとは言えない。	生分解性マルチについては、前回のＪＡＳ規格見直し時に検討した結果、使用を認めないこととしたものであり、現時点においても大きな状況の変化はないことから、その必要はないものと考えています。
現在使用しているたまねぎ育苗培土資材は相当の年月に渡って改良されているが、未だに不安定な状態である。そのような中、有機農業対応の資材開発に対する期間が今	これまでも現地においてたまねぎの有機農家、北海道庁及びその試験場との間で議論をしてきたところであり、部会以降における実地試験の状況も比較的順調

年を含んで3回のみということでは、有機農家が不安になるのは当然である。経過措置の期間延長と国による開発への協力と支援が必要である。 (同様の意見1件) ----- 現在有機生産者8名が有機JAS規格に対応したたまねぎの育苗培土試験に取り組んでいる。3月13日に播種、5月上旬移植を目指し日々の管理を行っている。現在生育は順調で、来週新しい糊剤の散布を予定している。経過措置でこれらの技術やマニュアルが確立できるか否かについては、移植や生育も含め今後考察が必要であるが、現段階では発芽・育苗には現行の培土と差異はない。	と聞いていることから原案のとおりとします。
--	------------------------------

注) 上記以外の御意見については、告示案の内容に関する御意見ではなかったため、参考として賜ります。